

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年12月16日

金 曜 日

号 外(2)

目 次

人事委員会規則

○県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	1
○平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則	2
○給料に関する規則の一部を改正する規則	4
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	11
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	12
○住居手当に関する規則の一部を改正する規則	14
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	15

~~~~~

## 規 則

~~~~~

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年12月16日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第551号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和26年富山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「第15号」の次に「、第16号」を加える。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(人委・職員課)

平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則を次のように定め、公布する。

平成28年12月16日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第552号

平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

(定義)

第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経過措置額支給特定職員 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年富山県条例第72号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第5条第1項に規定する特定職員であり、かつ、平成28年4月1日前に55歳に達した者であって、同条の規定による給料を支給されるものをいう。
- (2) 施行日 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年富山県条例58号。以下「平成28年改正条例」という。）の施行の日をいう。
- (3) 改正後の給与条例 平成28年改正条例第1条の規定による改正後の富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。）をいう。
- (4) 改正前の給与条例 平成28年改正条例第1条の規定による改正前の給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

第2条 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定（第4条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成26年改正条例附則第5条の規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定（平成26年改正条例附則第

5条の規定を含む。以下この条及び次条において同じ。)により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料（人事委員会の定める場合におけるものに限る。）
- (2) 地域手当
- (3) 特殊勤務手当（月を支給単位とし、給料月額に一定の割合を乗じて支給額を定めているものに限る。）
- (4) 特地勤務手当
- (5) 特地勤務手当に準ずる手当
- (6) 定時制通信教育手当
- (7) へき地手当
- (8) へき地手当に準ずる手当
- (9) 時間外勤務手当
- (10) 休日勤務手当
- (11) 夜間勤務手当
- (12) 期末手当
- (13) 勤勉手当

第3条 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第15条その他の法令の規定による給与の減額（人事委員会の定めるものに限る。第5条第2項において「第15条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定（次条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成26年改正条例附則第5条の規定による給料の特例）

第4条 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において平成26年改正条例附則第5条の規定による給料に関する規則（平成27年富山県人事委員会規則第502号）第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成26年改正条例

附則第5条第2項又は第3項の規定による給料については、同規則第3条又は第4条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

第5条 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第13項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第5条の規定による給料の額との合計額（給与条例附則第12項の規定の適用を受ける職員にあっては同項の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第13項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第5条の規定による給料の額との合計額（給与条例附則第12項の規定の適用を受ける職員にあっては同項の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）に達しないときにおける平成26年改正条例附則第5条の規定による給料に関する規則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第2条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第15条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成26年改正条例附則第5条の規定による給料については、適用しない。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（人委・職員課）

給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年12月16日

富山県人事委員会

委員 長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第553号

給料に関する規則の一部を改正する規則

給料に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 258号）の一部を次のように改正する。

別表第21の行政職給料表昇格時号給対応表中

36	を	36	に改める。
36		36	
37		37	
38		37	
39		38	
40		38	
41		39	
41		39	
42		40	
42		40	
43		41	
43		41	
44		42	
44		42	
45		43	

別表第21の教育職給料表(1)昇格時号給対応表中

38	を	37	に改める。
39		38	
40		38	
41		39	
41		39	
42		40	
42		40	
43		41	
43		42	
44		43	

別表第21の教育職給料表(2)昇格時号給対応表中

54	を	53	
55		54	

56	を	54	に、
57		55	
57		55	
58		56	
58		56	
59		57	
59		58	
60		59	

66	を	65	に改める。
66		66	
66		66	
66		66	
66		66	
67		66	
67		66	
67		67	
67		67	
67		67	
67		67	
68		67	
68		67	
68		67	
68		68	
68		68	
69		68	
69		68	
69		68	
70		68	
70	69		
70	69		
71	70		
71	70		

別表第21の研究職給料表昇格時号給対応表中

32	を	32	に、
32		32	
32		32	
33		33	
34		33	
35		34	
36		34	
37		35	

37	35
38	36
38	36
39	37
39	38
40	39

58	57
58	58
59	58
59	58
60	59
60	59
61	59
61	60
61	60
61	60
62	61
62	61
62	61
62	62
63	62
63	62
63	63
63	63
64	63

を に、

38	37
38	38
38	38
39	38
39	38
39	39
40	39
40	39
40	39
40	39
40	40
41	40
41	40
41	40
41	40

を に改める。

41	41
42	41
42	41
42	41
42	41
42	42
43	42
43	42
43	42
43	42

別表第21の医療職給料表(3)昇格時号給対応表中

82	81
82	82
82	82
82	82
83	82
83	82
83	83
83	83
84	83
84	83
84	83
84	84
85	84
85	84
85	84
85	84
86	85
86	85
86	85
86	86
87	86
87	86
87	87
87	87
88	87

を に改める。

別表第22の行政職給料表降格時号給対応表中

81	82
82	84
83	86

84	を	88	に改める。
86		90	
88		92	
90		93	
92		93	

別表第22の公安職給料表降格時号給対応表中

9	を	9	に改める。
9		10	
9		10	

別表第22の教育職給料表(2)降格時号給対応表中

73	を	74	に、
74		76	
75		78	
76		80	
78		81	
80		82	
82		83	

101	を	102	に改める。
106		108	
111		114	
116		120	
119		122	
122		124	

別表第22の研究職給料表降格時号給対応表中

69	を	70	に、
70		72	
71		74	
72		76	
74		77	
76		78	
78		79	

102	を	103	に、
104		106	
106		109	
108		112	
112		115	
116		118	

「 120 」 「 121 」

95	を	96	に改める。
98		100	
101		105	
106		110	
111		115	
116		120	

別表第22の医療職給料表(3)降格時号給対応表中

108	を	109	に改める。
112		114	
116		119	
120		124	
124		127	
128		130	
132		133	

別表第24中

「 外国派遣職員又は公益的法人等派遣職員の派遣の期間 」

を

「 外国派遣職員又は公益的法人等派遣職員の派遣の期間 」
「 勤務時間条例第11条に規定する介護休暇の期間 」

に、

「 勤務時間条例第11条に規定する介護休暇の期間 」	1/2 以下
「 分限条例第2条第1項第2号の規定による休暇の期間 」	

を

「 分限条例第2条第1項第2号の規定による休暇の期間 」	1/2 以下
------------------------------	--------

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第24の改正規定は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の給料に関する規則の改正規定は平成28年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 3 平成28年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整又は富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）附則第19項の規定による号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、この規則による改正後の給料に関する規則の規定による号給がこの規則による改正前の給料に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、この規則による改正後の給料に関する規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の給料に関する規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- 5 この規則による改正後の給料に関する規則別表第24の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

（人委・職員課）

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年12月16日

富山県人事委員会

委員 長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第554号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 261号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 行政職給料表の項中「 116,800円」を「 116,900円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成28年 4 月 1 日から適用する。

(人委・職員課)

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年12月16日

富山県人事委員会

委員 長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第555号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 262号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

初任給調整手当月額表

職員の区分 期間の区分	1 項職員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
1 年未満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 250,600	円 184,300	円 50,600	円 35,000
1 年以上 2 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	35,000
2 年以上 3 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	35,000
3 年以上 4 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	35,000
4 年以上 5 年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	35,000

5年以上6年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	50,600	35,000
6年以上7年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	48,800	35,000
7年以上8年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	47,000	35,000
8年以上9年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	45,200	35,000
9年以上10年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	43,400	35,000
10年以上11年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	41,600	31,000
11年以上12年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	39,800	27,000
12年以上13年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	38,000	23,000
13年以上14年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	36,200	19,000
14年以上15年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	34,800	15,000
15年以上16年未満	413,800	368,000	308,000	250,600	184,300	33,400	12,500
16年以上17年未満	409,400	364,000	304,700	248,000	182,700	32,000	10,000
17年以上18年未満	405,000	360,000	301,400	245,400	181,100	30,600	7,500
18年以上19年未満	400,600	356,000	298,100	242,800	179,500	29,200	5,000
19年以上20年未満	396,200	352,000	294,800	240,200	177,900	27,800	2,500
20年以上21年未満	391,800	348,000	291,500	237,600	176,300	26,400	
21年以上22年未満	372,400	331,100	277,700	225,600	167,100	25,800	
22年以上23年未満	352,600	313,900	263,700	213,700	157,300	25,200	
23年以上24年未満	333,300	297,200	250,200	201,700	148,200	24,200	
24年以上25年未満	313,900	280,300	236,300	189,900	138,500	23,600	
25年以上26年未満	294,400	263,400	222,600	178,100	129,300	23,000	
26年以上27年未満	271,700	242,600	205,000	163,700	118,300	22,400	
27年以上28年未満	249,500	222,200	187,900	149,400	107,900	21,800	
28年以上29年未満	227,100	201,800	170,600	135,100	97,600	21,000	
29年以上30年未満	204,300	181,000	153,000	120,800	86,600	20,700	
30年以上31年未満	179,500	159,100	135,000	105,800	76,000	20,300	
31年以上32年未満	154,600	137,200	116,700	91,000	64,900	19,700	
32年以上33年未満	130,000	115,500	98,800	75,800	54,500	18,800	
33年以上34年未満	91,900	83,600	72,800	56,700	40,300	17,900	
34年以上35年未満	56,600	53,800	48,500	38,300	27,100	17,200	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3

号の職又は第2条第1項行政職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは、同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(人委・職員課)

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年12月16日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第556号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第265号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

（平成28年改正条例附則第3条の規定が適用される間の読替え）

第12条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条第2号中「条例第10条第1項」とあるのは、「富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第58号）附則第3条の規定により読み替えられた条例第10条第1項」とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年12月16日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第557号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第271号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第9号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改める。

第24条第1項第1号中「100分の93.5以上 100分の 160以下」を「100分103.5以上 100分の 180以下」に、「100分の 118.5以上 100分の 200以下」を「100分の 128.5以上 100分の 220以下」に改め、同項第2号中「100分の86以上 100分の93.5未満」を「100分の96以上 100分の 103.5未満」に、「100分の 108.5以上 100分の 118.5未満」を「100分の 118.5以上 100分の 128.5未満」に改め、同項第3号中「100分の77以上 100分の78.5以下」を「100分の87以上 100分の88.5以下」に、「100分の97以上 100分の98.5以下」を「100分の 107以上 100分の 108.5以下」に改め、同項第4号中「100分の77未満」を「100分の87未満」に、「100分の97未満」を「100分の 107未満」に改める。

第25条第1号中「100分の37.5超」を「100分の42.5超」に、「100分の47.5超」を「100分の52.5超」に改め、同条第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改め、同条第3号中「100分の37.5未満」を「100分の42.5未満」に、「100分の47.5未満」を「100分の52.5未満」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「100分の 103.5以上 100分の 180以下」を「100分の 98.5以上 100分の 170以下」に、「100分の 128.5以上 100分の 220以下」を「100分の 123.5以上 100分の 210以下」に改め、同項第2号中「100分の96以

上100分の103.5未満」を「100分の91以上100分の98.5未満」に、「100分の118.5以上100分の128.5未満」を「100分の113.5以上100分の123.5未満」に改め、同項第3号中「100分の87以上100分の88.5以下」を「100分の82以上100分の83.5以下」に、「100分の107以上100分の108.5以下」を「100分の102以上100分の103.5以下」に改め、同項第4号中「100分の87未満」を「100分の82未満」に、「100分の107未満」を「100分の102未満」に改める。

第25条第1号中「100分の42.5超」を「100分の40.0超」に、「100分の52.5超」を「100分の50.0超」に改め、同条第2号中「100分の42.5」を「100分の40.0」に、「100分の52.5」を「100分の50.0」に改め、同条第3号中「100分の42.5未満」を「100分の40.0未満」に、「100分の52.5未満」を「100分の50.0未満」改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第22条第2項第9号の改正規定は平成29年1月1日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(人委・職員課)